

# ○山口県警察における技能指導官及び技能指導監の指定等に関する訓令

平成28年1月13日

本部訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山口県警察職員（以下「職員」という。）が有する職務に関する卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）の活用に当たり必要な事項を定めるものとする。

(専門的技能等の種別)

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、別表に定める専門的技能等を有する職員を技能指導官又は技能指導監（以下「技能指導官等」という。）に指定することができる。

2 警察本部の主管所属長（以下「本部主管所属長」という。）は、別表に定める専門的技能等の種別を加えたい場合は、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）に申し出るものとする。

(指定要件)

第3条 技能指導官の指定要件は、原則として、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 警部補以上の階級にある警察官又は係長以上の職にある警察官以外の職員であること。
- (2) 45歳以上であること。
- (3) 専門的技能等を生かした職務に通算15年以上従事した経験を有すること。
- (4) 指導教養実績が優秀であること。

2 技能指導監の指定要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 技能指導官として通算5年以上指定を受けていること。
- (2) 指導教養実績が特に優秀であること。

(審査及び推薦)

第4条 本部主管所属長は、毎年度の開始後、技能指導官等の指定要件を満たし、かつ、適格性を有すると認める職員を各部門の対策部会（山口県警察総合対策委員会の設置に関する訓令（平成17年山口県警察本部訓令第23号）第6条に規定する対策部会をいう。）において審査し、教養課長を経由して本部長に推薦するものとする。この場合において、本部主管所属長は、他の所属の職員を推薦する場合は、当該所属長と協議するものとする。

2 本部主管所属長は、前項の規定に基づく推薦に当たっては、技能指導官等推薦書（別記第1号様式）及び指導教養実績・活動計画書（別記第2号様式。以下「活動計画書等」という。）を作成するものとする。

第5条 削除

(指定)

第6条 本部長は、第4条に規定する推薦を受け、技能指導官等を指定するものとする。

2 前項の規定による指定に当たっては、指定書（別記第3号様式）を交付するものとする。

(指定解除)

第7条 本部主管所属長は、技能指導官等が病気その他の事由によりその任務を遂行することができなくなったとき又は指定要件に該当しなくなったときは、本部主管部長に報告の上、技能指導官等指定解除申請書（別記第4号様式）に活動計画書等を添えて、教養課長を経由して本部長に申請するものとする。この場合において、本部主管所属長は、他の所属の職員について指定の解除を申請する場合は、必要に応じて当該所属長と協議するものとする。

2 本部長は、前項の規定による申請があった場合において、その指定を解除することが適当と認めるときは、当該指定を解除するものとする。

(名簿の作成)

第8条 本部長は、技能指導官及び技能指導監を指定したとき又はその指定を解除したときは、名簿を作成し、周知するものとする。ただし、周知することが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(指導教養)

第9条 技能指導官及び技能指導監は、次に掲げる方法により職員に対する指導教養を行うものとする。

- (1) 職務の遂行にあわせて行う職場指導
- (2) 学校教養、巡回教養、各種研修会等の集合教養
- (3) 前2号に掲げるもののほか適当と認める方法

2 所属長は、所属職員に対する指導教養のため、技能指導官等の派遣を要請する場合は、技能指導官等派遣要請書（別記第5号様式）により、教養課長を経由して本部長に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で派遣を要請した後、速やかに技能指導官等派遣要請書を提出するものとする。

3 本部長は、技能指導官等の派遣を適当と認めるときは、関係所属長に対し派遣を命ずるものとする。

(報告)

第10条 本部主管所属長は、毎年度の開始後、現に指定されている技能指導官等に係る当該年度の前年度の指導教養実績及び当該年度の活動計画について活動計画書等を作成し、本部主管部長に報告の上、教養課長を経由して本部長に報告するものとする。

第11条 技能指導官及び技能指導監は、指導教養を実施したときは、指導教養実施結果報告書（別記第6号様式）により所属長にその結果を報告するものとする。

2 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、教養課長に指導教養実施結果報告書の写しを提出するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年2月1日から施行する。  
(技能指導官及び技能指導監の指定に関する経過措置)
- 2 改正前の山口県警察の技能指導官等に関する訓令第8条第1項に基づき技能指導官又は技能指導監に指定された者は、改正後の山口県警察における技能指導官及び技能指導監の指定等に関する訓令第6条第1項に基づき技能指導官又は技能指導監に指定されたものとみなす。  
(山口県警察における事務の決裁に関する訓令の一部改正)
- 3 山口県警察における事務の決裁に関する訓令(平成16年山口県警察本部訓令第49号)の一部を次のように改正する。  
別表第2の1の表教養課の部山口県警察の技能指導官等に関する訓令(平成7年山口県警察本部訓令第13号)の項を次のように改める。

山口県警察における技能指導官及び技能指導監の指定等に関する訓令 (平成28年山口県警察本部訓令第1号)	第6条第1項	指定	○		
	第7条第2項	指定解除	○		
	第8条	名簿の作成		○	
	第9条第3項	派遣命令			○

(山口県警察総合対策委員会の設置に関する訓令の一部改正)

- 4 山口県警察総合対策委員会の設置に関する訓令(平成17年山口県警察本部訓令第23号)の一部を次のように改正する。  
別表第2警務対策部会の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則 (平成29年1月17日本部訓令第1号)

この訓令は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日本部訓令第31号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理等に関する訓令  
6条による改正附則)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年1月17日本部訓令第1号)

この訓令は、平成30年2月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日本部訓令第2号不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理  
等に関する訓令46条による改正附則)

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月1日本部訓令第3号)

この訓令は、令和3年3月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月12日本部訓令第14号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理等に関する訓令5条による改正附則)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月1日本部訓令第4号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理等に関する訓令12条による改正附則)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月26日本部訓令第12号)

この訓令は、令和6年4月26日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

技能指導官等推薦書

第 年 月 日 号

警察本部長 殿

長

山口県警察における技能指導官及び技能指導監の指定等に関する訓令第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり推薦します。

記

所 属		階級又は職名	
氏 名		生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
種 類	技能指導官 技能指導監		

（専門的技能等に関する事項）

部 門			
専門的技能等の種別			
専門的技能等の概要	.....		
	.....		
	.....		
	.....		
経歴等の概要	拝命年月日	年 月 日	
	当該専門的技能等に係る職務経験年数		年
	.....		
	.....		
表彰受賞状況	.....		
	.....		
	.....		
	.....		

（推薦に関する事項）

本部主管所属の 検討結果	.....		
	.....		
	.....		
	.....		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式（第4条、第7条、第10条関係）

(表)  
指導教養実績・活動計画書

所 属		階級又は職名	
氏 名		生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
区 分		新規	継続 解除
種 別		技能指導官	技能指導監
部 門			
専門的 技能等の種別			

1 指導教養実績（ 年度）

月別	指導教養方法	指導教養内容	対 象 者	実施回数	述べ時間	述べ人員
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
合計	—	—	—			

(裏)

2 活動計画 ( 年度)

月別	指導教養方法	指導教養内容	対象者	実施回数	述べ時間	述べ人員
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
合計	—	—	—			

注 1 技能指導官を推薦する場合は、指導教養実績は記載しないこと。

2 技能指導官等の指定を解除する場合は、活動計画は記載しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式（第6条関係）

指 定 書

<p>(階級又は職名)</p>	<p>(氏名)</p>
<p>○ ○ ○ 技 能 指 導 官 に指定する 技 能 指 導 監</p>	
<p>年 月 日 山口県警察本部長 階 級 氏 名</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



第4号様式（第7条関係）

技能指導官等指定解除申請書

第 号  
年 月 日

警察本部長 殿

長

山口県警察における技能指導官及び技能指導監の指定等に関する訓令第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

所 属		階級又は職名	
氏 名		生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
種 別	技能指導官		技能指導監

（指定解除の理由等）

部 門	
専門的技能等の種別	
指 定 解 除 の 理 由	

（指定解除に関する事項）

本 部 主 管 所 属 の 検 討 結 果	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

技能指導官等派遣要請書

第 号  
年 月 日

警察本部長 殿

長

山口県警察における技能指導官及び技能指導監の指定等に関する訓令第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

専門的技能等の種別						
派遣者	所属		階級又は職名		氏名	
派遣日時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分					
派遣場所						
派遣事由						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格Aサイズ4とする。

指導教養実施結果報告書

専門的技能等の種別						
実施者	所属		階級 又は 職名		氏名	
実施日時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分					
実施場所						
実施対象						
指導教養内容	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

## 別表（第2条関係）

## 専門的技能等の種別

部 門	専門的技能等の種別	本部主管所属
生活安全部	人身安全対策	人身安全・少年課
	少年関係事犯捜査及び補導	生活安全捜査課
	生活経済事犯捜査	生活安全捜査課
	風俗関係事犯捜査	生活安全捜査課
	サイバー犯罪捜査	サイバー犯罪対策課
地域部	職務質問等による犯罪の取締り	地域企画課
	通 信 指 令	地域運用課
刑事部	指名手配被疑者の追跡捜査	刑事企画課
	被 疑 者 取 調 べ	刑事企画課
	手 口 ・ 情 報 分 析	捜査支援分析課
	強 行 犯 捜 査	捜査第一課
	特 殊 犯 捜 査	捜査第一課
	窃 盗 犯 捜 査	捜査第一課
	知 能 犯 捜 査	捜査第二課
	特 殊 詐 欺 事 件 捜 査	組織犯罪対策課
	国 際 犯 罪 捜 査	組織犯罪対策課
	暴 力 団 犯 罪 捜 査	組織犯罪対策課
	薬 物 事 犯 捜 査	組織犯罪対策課
	銃 器 関 係 事 犯 捜 査	組織犯罪対策課
鑑 識 ・ 鑑 定	鑑識課、科学捜査研究所	
交通部	交 通 安 全 教 育	交通企画課
	交 通 規 制 ・ 管 制	交通規制課
	交 通 事 故 事 件 等 捜 査	交通指導課
	交 通 鑑 識	交通指導課